

中小企業雇用安定化奨励金のご案内

非正規社員を正社員に→

制度導入に 35 万円 1人につき10万円(3人以上転換で)

中小企業の事業主が、契約社員やパートタイマーなどの、期間の定めのある従業員（非正規社員）を新たに正社員として転換する制度をつくり、実際に正社員に転換させた場合、一定の金額が奨励金として支給される制度が4月1日から実施されています。「中小企業雇用安定化奨励金制度」というもので、転換制度を就業規則や労働協約に定めることが前提です。各ハローワークに申請、審査のうえ支給されます。

趣旨

バブル崩壊後の長引く不況の中で、多くの企業が人件費削減の必要に迫られ、90年代半ばから、有期契約の非正規社員を、若年層を中心に積極的に採用しました。ところが、派遣労働の対象職種の拡大も含めて、こうした雇用変化の影響で、賃金格差の拡大や多数のワーキング・プアを生み出しました。

そこで、結婚できない、子供を産めない若い人を増やし、少子高齢化に拍車をかけ、均等待遇推進の声が高まりました。企業でも見直しが相次いでおり、国もこれに一役買うことになりました。

非正規社員とは

非正規社員とは契約社員、嘱託社員、パートタイマーなど、名称はともかく、事業主と期間の定めのある労働契約を結んでいる労働者のことです。

対象になる労働者は、すでに6ヶ月以上雇用されており、その間、雇用保険の被保険者であること、さらに、通常の労働者への転換後も、引き続き雇用されることが見込まれること、という条件になっています。

派遣社員については直接雇用している有期契約労働者ではないので対象になりません。また、すでにパート社員を正社員に転換する制度をもっている中小企業も対象から外れます。あくまで、平成20年4月1日以降に、労働協約または就業規則でこの制度を定め、実際に転換した場合に支給の対象になります。

支給される額は

①転換制度導入事業主

新たに転換制度を導入し、かつ、この制度を利用して、直接雇用する有期契約労働者を1人以上、通常の労働者として転換させた場合＝1事業主につき35万円

②転換促進事業主

転換制度を導入した日から3年以内に、直接雇用する有期契約労働者を3人以上、通常の労働者として転換させた場合＝対象者1人につき10万円(但し、10人を限度として支給)となっています。

※但し、対象労働者のいずれかが母子家庭の母等である場合は、以下のような拡大措置があります。

転換制度を導入した日から3年以内に、直接雇用する有期契約労働者を2人以上、通常の労働者として転換すると

・母子家庭の母等である対象労働者1人について15万円支給

「母子家庭の母等」の「等」には、配偶者に障害があって長期労働ができない従業員のケースなどです。

支給の対象となる事業主

資本金と労働者数は以下の通りです

業種	資本金額	労働者数
製造業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

その他、支給手続き、支給申請期間など詳細については、

厚生労働省大阪労働局のハローワーク事業支援コーナー（大阪・梅田新阪急ビル内）06-6346-7181 か最寄りのハローワークへ問い合わせして下さい。

文 株式会社 大阪彩都総合研究所 橋本 剛